

『東寺執行日記』寛正六年・同七年分 栄増筆

二冊

紙本墨書

袋綴

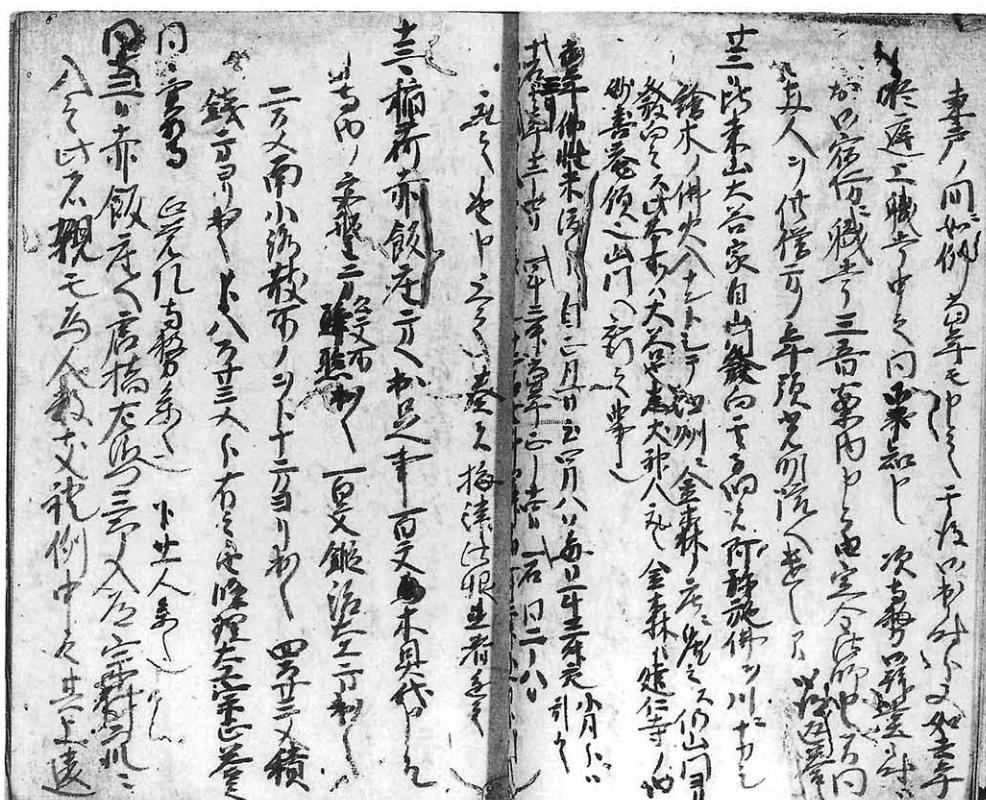
京都国立博物館蔵
室町時代

については、從前まったくその存在を知られていなかつたものである。

この二冊の日記は、昭和五十八年（一九八三）九月、阿刀弘文氏より京都国立博物館に寄贈された、いわゆる『阿刀家伝世史料』のな

現在、東寺（教王護国寺）の歴代執行が書き継いだ『東寺執行日記』は、中世分だけで、元徳二年（一二三〇）から天正元年（一五七三）までの十数点が断続的に確認されている。いずれも写本として残るもので、なかには室町時代の書写にかかる古いものもあるが、自筆本はこれまで一点も確認されていない。ちなみに、これら『東寺執行日記』の執筆者たる歴代の執行の名をあげれば、忠教、定伊、栄暉、栄増、栄潔となる。

今回、ここに紹介するのはこれまでその写本すら確認されていなかつた、室町時代の栄増なる執行の寛正六年（一四六五）、同七年（文正元年）の自筆本『東寺執行日記』である。栄増の日記（写本）としては、從来、永享三年（一四三二）から同十二年、嘉吉元年（一四五二）から同三年、文安元年（一四四四）から同五年、宝徳元年（一四四九）から享徳元年（一四五二）、寛正元年（一四六〇）、同四年、応仁元年（一四六七）、同二年、文明元年（一四六九）から同十八年、長享元年（一四八七）、同二年、延徳元年（一四八九）、明応二年分（一四九三）などが確認されていた。しかし、寛正六年、同七年の二年分



寛正六年三、四月条

かに含まれる。よく知られているように、阿刀家とは空海の母方の家で、東寺の執行職はその家祖永真に始まると伝える。そして、歴代が東寺の執行職を世襲した同家伝世史料のなかには、東寺に関する実にさまざまな史料が含まれている。

日記だけ取り上げても、寛正六、七年の『東寺執行日記』のほか、

永享四年（一四三二）から天正十三年（一五八五）に至る記事を抄出した一冊、弘治二年（一五五五）から永禄五年（一五六二）までを収めた一冊など、未紹介のものがいくつも含まれており、きわめて高い史料的価値を有する史料群ということができる。

今回、紹介する栄増自筆の二冊の『東寺執行日記』の法量・形状等は次の通りである。

寛正六年 縦二六・二cm 横一八・七cm 全一九紙

寛正七年 縦二四・六cm 横一六・〇cm 全一五紙

原表紙にはともに「造東寺所修理別當阿刀之印」「東寺執行之印」の二顆の朱方印が、また寛正六年分には「阿刀藏書」の、寛正七年分には「阿刀」の朱円印がそれぞれ捺されている。さらに原表紙の上には、近代に入って表裏にそれぞれ付けられた厚紙が存し、そこには阿刀弘文氏の筆跡で次のように記されている。

（寛正六年）

12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	正月
1 30日	1 29日	17 30日	（欠損）	1 28日	1 14日、 17 25日	18 29日	1 4日、 14 25日	3 29日	3 19日、 21 23日	（欠損）	1 11日	1 15日

12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	正月
大晦日 （？）	1 15日	1 15日	1 18日、 30日	1 2日、 4 6日、 11日	30日	（欠損）	4 11日、 14 20日	5 11日、 15 20日	6月	（欠損）	1 15日	1 15日

「八号」

丙調「済」 中形一五枚 全一 参考項目多シ

寛正七年

東寺執行日記

執行栄増

記号化されており意味がわかりにくい部分もあるが、少なくとも十九枚と十五枚という紙数に関しては現状と変わりなく、かなり古い時期よりこの紙数で伝来していたことがうかがえる。ちなみに寛正六年分・同七年分とともに、内容からみてかなり料紙が欠落しており、現存部分を日付順に示すと次のようになる。

（寛正六年）

（寛正六年）

栄増は毎日、日記をつけていたわけではなく、記事のない日も少

なくない。そのため記載がないからといって、そこが欠落した部分とは即断できず、たとえば寛正六年分では三月・七月、同七年分では八月の後半部などは当初より記事がなかつた可能性も十分にある。

最後に本日記において、注目すべきいくつかの記事について触れておく。まず、初めにあげられるのは、寛正六年三月一十三日条の比叡山延暦寺による淨土真宗の大谷坊舎の破却に関する記事である。

この記載部分については、すでに何度か展示する機会があり、その意味ですでに紹介済みのものではあるが、事件の経過をリアルに伝える史料として、きわめて高い価値を有するものといえる。ただ、

今回は内容から判断して、この記事の日付を寛正六年三月二十三日と判定したが、前後の料紙を欠くため、正確な月日の確定には、より緻密な検証が必要と思われる。

寛正六年分では、このほか十一月の土一揆に関する一連の記事が貴重であろう。この時の土一揆に関しては、これまで『後法興院政家記』『大乘院寺社雜事記』に見える関係記事によって概要が知られていていたに過ぎず、本日記の詳細な記述によつて、初めてその具体的様相があきらかになつた。

今一冊の寛正七年分の日記には、政治的な動きを記した記述は少なく、わずかに八月下旬に起きた斯波義敏の越前国等への守護職補任に関わる記事があげられるくらいである。しかし、その代わり寺内検断や地子の取立て、さらには堀の掘削やその堀に架ける橋に関する記載など、東寺の寺内生活に関する記事がきわめて豊富であり、今後、この方面における本日記の活用が期待される。

(下坂 守)

〔凡例〕

一、原則として、改行は原文のままとした。

二、料紙の順序は「オ」(第1頁表)、「ウ」(第2頁裏)のように表示した。

三、旧字・異体字については、原則として現今通用の文字に改めた。

四、欠損している文字は、□等で示した。

五、句点を適宜、施した。

六、文字の誤脱等については「」、それ以外は「」で囲んで示した。推定および疑問の残るものについては、「カ」を付した。

『東寺執行日記』寛正六年

(表紙)

「法眼絹長」

身四 一丈二尺 袖四 一丈二尺 僧綱身前出之、

大顎 二尺 裳十 二丈七尺 已上五丈三尺

權大僧都榮增五十八歳

寛正六年乙酉

第十九

同六年□務 三宝院

(表オ)

三月九日 へ左近五郎アサ

十一日、^{山次}祐覺 へ三郎二郎 へ納所 へ善阿ミ 彦四郎大カキ

淨円 へ左近五郎 へ三郎二郎 へ孫五郎 へ兵衛三郎大宮カキ

十七日、善阿クサ 彦三郎 三郎次郎

廿五 へ祐覺 へ六郎二郎 へ納所 彦四郎大宮カキ
四月、^大へ三郎二郎^島 彦四郎^{廿六}^島 へ兵衛三郎^{廿九}^島

四月分野里名夫未進 廿二廿三 廿四 廿五日十七、折紙下之、三度也、

廿六、左衛門太郎廿九入 七廿四 覚道衛門二郎 七廿五 十二月十五小太郎

廿八、左衛門五郎同 廿九 三郎二郎 廿四日、覚道 廿一 彦太郎入之、四月廿五・廿七日入之

四月廿二廿三 廿四 廿五日十七、折紙下之、三度也、

寛正六年乙酉 別當 三宝院殿 観心院賢譽 代大納言阿宗永

目代 御門跡青侍

伊賀上座良存 代賀賀法橋

棚守 千夜叉丸 代北面ノ敬定法橋^{上緒父年也}

年預 法印堯忠 光明院

正月大

朔日、早朝、御影堂參之、十疋持參之聖一謄妙英上人、

扇一本給之、珍重、其後入堂、

代英俊

神供二前給之、同日又一前給之^{十五疋、年内二十疋、北面方へ送之}
御生身供一前給之、預ニ送之^{年内二十疋、北面方へ}

同夜、惣礼如常、此坊へノ案内三度、職掌申之、付衣

万石一升出之墨、鐘突一萬二渡之福善法師、光明院力者也、

同頭人乘金法印子龜夜叉九^{カヌ} 饗料七升出之

同夜、此坊公人等、

中綱十人 定金 定忍 浄忍 乘琳 乘金 定金字

淨忍子 敬円子 乗琳子 乘金字 定忍子

淨光 千夜叉 鶴夜叉 亀夜叉 乙夜叉 各卷絹一疋

持參之、

職掌三人 与左右次郎 孫太郎 右衛門次郎 千鶴 各白米裏之、持參之、

立車七人^寺 欠落アリ

廿貫^{八百} 文渡之、仍且先支配、

(三月九)

同日、用水ノ事^寺家へ御下知者、此田地、屋敷二十サテ不可

叶欵、然者年貢無失墜之様ニ、為寺家可致沙汰之由

重而御下知云々、此儀式説也、

三日、神供給之、同日節供料三百文守出之、

四日、花序^{者右京大夫殿御用意也}之花御覽、午剰計也、同日、若王子御覽也、

立車七人^{者畠山殿御用意}、御車外五人、車又見物者畠山殿御用意

八日、^頂花序之花御覽、午剰計也、同日、若王子御覽也、

六日、^天小原野花御覽、兵衛佐殿、御台方者、山名殿御用意也、

同日、三宝院殿へ事、宝ニ談合之、

八日、熊野ヨリ五日下向、仍今日來臨、

十日、嵯峨ノ中院へ二連振舞之、

十一日、一昨日、就淨忍法師還補、觀智院内々尋分、彼者ニ

尋之處、此事ハ供僧中へ尋、可有御糺明之〇被仰出候

間、寺務ノ可為御成敗之由、返答之、

(一才)

(一才)

(2才)

同日、後七日法不行之時ノ長者、可注進之由、承候間、注進之、
申之、其分別當方へも可申之由、返答之、

淨忍法師之還補々任事、于今不給候間、淨忍

申付候処、此□者、寺務様へ申入候處二、惣寺へ

○相尋、可有御糺明之由、被仰出候間、可依御成敗之由、

返答仕候、以面女申談候任寺例、補任不給、可懃其役

事、不可然歟、所詮○御影供以前落居候様二、可有

御披露候哉、恐々謹言、

三月十一日

榮増

觀智院法印御房

立紙にて申之、

同日、後七日法事、享徳四年ヨリ寛正四年マテ分、九ヶ年内九ヶ年之内

有無分注之、寛正五・六年分ハ、為當御代之間、先

不注之、

同日、年預・寺務參時、用水御下知之由、聞及之、

十四、雜掌駿川、淨忍法師同道シテ付召寺務參候、聞之、

十五日、三寶院殿ノ新門主、御影不動御參之、初度後日二千疋進上云々

同、就淨忍之事、雜掌淨忍被召、可參明日之由、觀智院二

御下知云々

注進

中綱當參之内、依寺家追放還補人數事

別當聖法印
中綱職定忍法師還補 文安四年六月三日

別當聖法印
講堂預定忍法師還補 文安四年六月三日

別當聖法印
中綱職乘琳法師還補 宝德三年三月廿日

三月十五日 榮增

淨忍法師、就寺家追放、先例尋承候間、一紙

進上仕候、罪科之委細者、供僧中之沙汰候、御影供

十九日、西門前ニテキ□子、八条ノ次郎四郎之馬ニ乗テ、繩ヲ引

以前落居候之様、可預御披露候、恐々謹言、

三月十五日 荘増

觀智院法印御房

(2ウ)

十六日、寺務ノ御尋者使者駿川、定忍之例ノ事ハ、其時講堂預

別人ニ補任之後也、還補尤候、乘琳之例ノ事ハ、

中綱職計也、淨忍之事ハ、一日・二日ナリトモ、人ニ補任之時ハ、

可及還補、子息淨幸之為代官上者、不有別人也、

然者、不可及還補也ト、以駿川御尋也、其間淨忍

法師被□□也、仍觀智院被談合返答、為供僧中

其身ヲ追放ノ者ノ巡例ニ任、申入候也、一日片時ナリトモ、

淨忍分ハ、于今他人不補之由例分申之、此分ハ不及覺語也、

答申候、其□□以駿川被仰出之趣者、他人ニ不補上

者、還補之事、不可然仰也、仍畏入候之由、領狀申候、

十七日、淨忍還補々任状四通、觀智院へ返之、聽々

押置得分可渡之由、致下知了、同日、以駿川御返事

申候、同日、付用水事、年預寺務へ参之、

十八日、寺務ニ參、淨忍不致還補之由、如御成敗、畏承候之由、申入之、

并用水事申入處、御返事ハ、昨日年預申云、來廿七日、仁和寺ヨリ

皆帰寺仕候、其後可致披露之由申入也云々又虫氣揚ノ人數ハ

タレト、年預ニ被注之由仰也、灌頂院堂内等括除事、

慥年預ニト、ケヨト承候間、去月中旬二月比ヨリ義絶、執行ヲ

惣寺ヨリ義施仕候間、其憚候之由申入處、只行向、慥ト、ケ

ヨト仰也、年預行向、御 定之由申候也、又善通寺菓子

代事、六年・当年マテ、自隨心院殿御無沙汰之由、申入之、

毎年善通寺菓子代五十疋分以下三貫文之内、先当年分ノ

五十疋ハ寺務御下行、此外ノ五年分ハ、可有御催促之由云々ト、

預淨忍法師申候也、

(4オ)

(3オ)

(4ウ)

ナントスル也、曲事ト人々申之、

(欠落アリ)

(胎)

(5ウ)

廿一日、御影供、寺務供養法行之^{台藏}、片壇仏音院仁然法印、

導師正覺院^厚永僧都、案文觀音院少將阿^{ミコト}、

如去年、西院之内西ノ僧坊ヨリ御出仕、御影供ノ案内者、於

東ノ妻戸ノ前ニテ^准頂院預淨忍申之、先例也、自去

年始テ列立定テ後、於西ノ僧坊庭、又職掌御影供

案内申^云々、觀智院ノ下知申之也、威儀僧大納言[○]、後戸ノ内

小阿闍梨之座ノ後ニ、無足ノ床一却立之、公遍法律師着座法印公禪弟子、

廿三日、自供僧方、以乘觀法師尋云、寺務ノ御尋候、於寺内、御影供ノ

案内ハ中綱・職掌之内、何申候哉、次御拝堂之時、同御尋ト

被申間、御影供方ハ、預淨忍法師ニ尋候處ニ、^{催欠カ}預促候間、於御

妻戸ノ間ニ、如例、当年モ申之、其後御出之時分、又如去年、

於庭上職掌申之、同御下知申候、次寺務御拝堂之時ハ、

於御宿坊ニ、職掌三五日案内申候由、定金法師申候間、同

兩人ヲ、供僧方ノ年預光明院へ遣之間、心得返答之、

廿三日比、東山大谷家、自山門発向、其子細者、阿弥陀仏ヲ川ニナカシ、

絵木ノ仏火入ナントシテ、江州ニ金森ノ庄ニ沙汰之ス、仍山門ヨリ

発向之ス、此本所ハ大谷也、悉夫神人取之、金森ハ建仁寺ノ内

妙喜庵領也、山門へ知行之、曲事也、

當年仏性米渡之、自正月一日、至四月八日、毎日一斗三升宛^{引之}小月分ハ

八十石^{三斗}、去年、十二月四日^下、四斗三升當年正月十四日^{一石同}、月八日未進八斗八升可渡之也、十二石七斗四升之内、一斗三升小一月分引之方ト

(欠落アリ)

取之候由申上之、奏者梅津法眼、連肴進之、

(四月)十三日、稻荷赤飯座方へ出足事、百文為木具代申候て、

寺内ノ宮野方^{公文所}出之、百文鍛治大工方出之、

二百文南小路散所ノヲトナ方ヨリ出之、四百廿三文積

錢方ヨリ出之、以上八百廿三文分有之由、修理大工宗正答之、同、実相寺・正覺院寺務參之也、以上廿一人參之也、

同十三日、赤飯座へ唐橋左衛門三郎入道、宗什衆二

入之、此者、親モ為人數支証例申之、其上違

ノ願候由申之、此外モ唐橋道金、并明善等

人數之由、惣大工国政・修理大工宗正等申之

間、觀智院ニ致談合、宗什座衆ニ入之、珍重、

十四日、稻荷祭礼、積錢遲々ノ間、備御供テ供セシテ、

公方ノ御雜色方^ヘ、師子方^ヘ、興^手テ方^ヘ、両三方へ寺家

ノ御雜掌、此由先^口案内之間、皆心得申分、返答也、

酉剋ノ末ニ、五百疋自社家出之間、奉供之間、夜

入テ寺家ヲ御出也、

十五日、安居講開白、御道具當堂預渡定金之、開白分之内三百文

棚守出之、内百五十文執行取之、残百五十文職事分ニ取之、

十五日、実相寺へ懸望之事ニ付ノ返事催促ノ間、無人數^云々、

十六日、寺務參之、實相寺ノ度々同^回遍之由申上之、御心得承候^云々、

奏者相模法橋、十七日夜、重而評定有之、用水同^回遍、

廿一日、夕、就懸望、實相寺ノ返事尋之処ニ、衆儀^同一同ノ事ニ

候間、是非難申^云々、此分寺務様へ可申候之處ニ、

醍醐寺ニ御座ノ間、于今無其儀^云々、當座ノ

返答云、御意之至、悦喜申候、何様詫言可申候哉、

同日、御門跡ノ御出京ヲ、千代若方へ尋処、此廿六七日

申ト返事、

廿四日、^{櫻葉}孫太郎宮仕給蘭田、就頭人廻作、六十歩仕ヲ、

先年右衛門次郎之頭ノ年、蘭減^{ママ}直間、彼廻作

ノ分、衛門次郎不請取ノ間、其分ニテ今ニ作ト申モ、

ハヤコエヲコシラエテ候ニ、衛門次郎可作之由、此十六日ニ

申候事、曲事申也、仍両座へ相尋之、任先例

(7オ)

(8オ)

理運等、其時可致下知也云々、

廿五日、自寺務為用事、実相寺へ御奉書有之、

廿六日、実相寺・觀智院、為御門跡之無為候ニ可有落

居之由、毎度御口入、仍其御返事兩人參之云々酉酉寺へ、

廿七日、寺務へ参、惣寺之義、尋申候處、執行任我意緩怠

之旨、以状申之候、曲事也、有無輕重其時事也、被仰

奏者相模法橋、昨日兩人申入也、実相寺申状也、

廿八日、讃州ノ高木事、西山坊主物語之、同日、光門

同日、為舍利講番張、定金雖召之、不参也、今度起請ノ人数

故次、同日、孫太郎、与右衛門次郎、宮仕田六十步ヲ廻作二、頭人

致沙汰大法也、然而孫太郎申分ハ、先度衛門頭之時、不請取間、致今

作之上者、今更不可渡之云々、大法者、當頭人可作廻事也、

廿九日、孫太郎申、六十步頭田事ハ、任例可為廻作之由、下知也、

同日、寺務へ正覺院・增長院兩人參之、

同、寺内住人十二人ハ、御所之前地ヲ惣寺へ所望云々、仍彼ノ

惣寺ヨリ注文ヲ給テ、彼住人ニ各所望欵、又惣寺■

ヨリ勸欵、慥為兩座尋可申注進之、別當・執行トシテ

可致下知云々、仍申付之定金方モ可申由、申付之領狀

五月 蒼日神供給之、

二、寺内住人等、北寄ノ地ノ趣注之間、返之テ案文被出之、

注進相違之事申入、彼等事ハ堅可有御尋、水事

四、夕方寺務へ参、用水催促申入、并寺内住人等

御心院殿へも細テ、下知ハ安ク思食トモ、左様ニアリテハ、後日又塞事有

御心院殿へも細テ、下知ハ安ク思食トモ、左様ニアリテハ、後日又塞事有

物語申入也、ハ此為ト御門跡ノ申、為執行云、旁々不可然思食也、

可有御了簡之間ハ、可致堪忍之由ト承也、梅津法眼、

(五月)

同、相模口入事、惣寺無領狀分、返答之至、曲事候上、

惣寺以内儀我々此間就申、致口入候處、御領狀

喜悅候、此事結句、口入事、惣寺我々方へ違遍

候也、返々曲事ト物語也、

同十四日、御所之前蘭田菊阿ミ作、為農料分可渡之由、申付間、

請文出之間、麥渡之、同蘭者兵衛九郎申候分ハ、農

料ヲ入テ候間、可給之由申間、為農料○渡之間、悦喜仕候也

下知云

先御所之前南寄ニ有四反之反ハ兵衛九郎一反菊阿一反八彦四郎田分、蘭田也、

十八、光返事、

十九、光狀、同光明之事ヲ、一向此人之儀ト、一昨日聞之ト、永尊語之、

廿一、稻常方行向、以内儀、屋形可申入之由、申談處、不可有子細之由

返答也、

廿二、乾町一反小分□之、

廿五、嵯峨へ行、同、院家へ状進之、

(欠落アリ)

(六月)

上書ニ永尊上人御坊

先度進候同額於先可給候、治定之時

可進候、

御座候正伝庵之事、去年承候しハ、加庵之敷地於

御心院殿へも細テ、下知ハ安ク思食トモ、左様ニアリテハ、後日又塞事有

御心院殿へも細テ、下知ハ安ク思食トモ、左様ニアリテハ、後日又塞事有

承候通、更々不心得候之間、御意分懇ニ以御状可

承候、不定之事於人之耳ニ入候てハ、自他無用之事に候間、御心中於返事ニ懇可承候、依其

可致了簡候、恐々謹言、

六月十八日

榮增

即此返事、有別之、

十九ミ、稻常方ヘ細川殿ノ御使、重而三院殿ヘ被立候て

可給候由申之、十住心院ヘ御俸申間、内方ヘニ委細

申之、

廿ミ、八条ノ六郎次郎申、乾町大田、河原ニ成候上者、カリワ刈々

ケニ可申候云、仍大法三可任之由、返答之、

廿一ミ、農料可給候欵、又カリワケ欵之内、一途ト女房

来申候間、同夜、彼六郎次郎ヲ召之処ニ、彼田食

物已下無了簡之間、此田ヲ可進候、來年ニハ又可請

申ト申之、同廿二ミ、大田請取之也、

廿三ミ、大田ノ草十人シテ取之、同日、御門跡ノ奏者○両人方ヘ

為惣寺各百疋、夜一獻雖被遣之、不請取、風聞也、

廿六ミ、夜子剋、西僧坊光物有之候由、光明院力者祐若法師見之由、語之、

廿八ミ、稻常方安威方遣状、用水事、

同ミ、夜、鎮守内ノツリ殿光之由、宮仕左衛門三郎申云々、

廿九ミ、松田ノ三郎左衛門方被申候分ハ、用水之事、奉切請之、

式部方ヘ自御門跡、公方様ノ御耳ニ可入之由、

以相模法橋被仰申云々、

七月

朔日、神供給之、

二ミ、久世評定初、奉行正覚院厚永僧都、

四ミ、松田方ヘ懇申承候、仍内々榮增之支証案文見之、

同ミ、金剛王院ヘ五色二籠進之數四五十五、中院ヘ二条殿

御成之間、進之也、明日五日、

七ミ、神供給之、節供料四百文、棚守不出之間、祝無之、

同、中院ヘ遣状、御門跡ヘの朶事尋也、二籠可進也、

八ミ、松田方事、被尋間、子細宝方ヘ申之、

十ミ、荒籠数四十進上、又梅津法眼、相模法橋、各一籠數廿宛、

十四ミ、安居講結願如例、桶二大、杓大、取之取之、此方外方、

同日、ホン供代、反別廿五文宛、百姓出之、

十七ミ、門跡ノ相州宿所ヘ出向、相尋處、奉行之清方ヘ

御下知申候也、事子細聞之、

廿ミ、若公御誕生、御誕生、

廿四ミ、石山寺ヘ參詣、自去月廿六日開張有之、三百余歲無開張之

廿五ミ、寺内ヨリ子サセアイノ就事、所用代方境内之

惣寺ノ使乘觀法師也、百姓四五人可出之、送申間、自寺内二人道善阿ミ出之、

廿六ミ、山吹三三郎次郎、兵衛三郎、八条南二町分二返答別當五反四分与可致談合云々、

右衛門五郎、四郎三郎、兵衛三郎、都合七人、所用代被申

分ハ、子サセアイノ事不可然、三条殿ノ依御申間、堅

就申也、若子サセアイ大壳事アラハ、其町人マテ必

可有罪科トテ、皆請分二加判云々、両座定金、

与左右次郎返答申候、此時、寺内左衛門三郎之屋敷ノ

竹子、両度切之、注進候、仍觀智院留主之間、其竹

不可散之由、大納言阿与同付申候也、

廿八ミ、子サセアイノ事、所用代方申分ハ、已前ノ事は過了、

已後之事ハ、堅百姓ニ可有御下知候由、返答仕候、此分寺内

ノ百姓ニモ堅可有御下知之由、以乘延法師、衆儀諸如此也、

(欠落アリ)

十六日、慈尊院寺務御拝堂足到来、五十二貫卅六文送文十七日有之、折紙也

未起計所守無之、三役三綱三人淨聰宮野、聰快駿川、弘慶越前、

御前之末三綱四人出雲、三河、石見、土佐各加祿有之、

(12)

(10月)

(13)

即此返事、有別之、

十九ミ、稻常方ヘ細川殿ノ御使、重而三院殿ヘ被立候て

可給候由申之、十住心院ヘ御俸申間、内方ヘニ委細

申之、

廿ミ、八条ノ六郎次郎申、乾町大田、河原ニ成候上者、カリワ刈々

ケニ可申候云、仍大法三可任之由、返答之、

廿一ミ、農料可給候欵、又カリワケ欵之内、一途ト女房

来申候間、同夜、彼六郎次郎ヲ召之処ニ、彼田食

物已下無了簡之間、此田ヲ可進候、來年ニハ又可請

申ト申之、同廿二ミ、大田請取之也、

廿三ミ、大田ノ草十人シテ取之、同日、御門跡ノ奏者○両人方ヘ

為惣寺各百疋、夜一獻雖被遣之、不請取、風聞也、

廿六ミ、夜子剋、西僧坊光物有之候由、光明院力者祐若法師見之由、語之、

廿八ミ、稻常方安威方遣状、用水事、

同ミ、夜、鎮守内ノツリ殿光之由、宮仕左衛門三郎申云々、

廿九ミ、松田ノ三郎左衛門方被申候分ハ、用水之事、奉切請之、

式部方ヘ自御門跡、公方様ノ御耳ニ可入之由、

以相模法橋被仰申云々、

七月

朔日、神供給之、

二ミ、久世評定初、奉行正覚院厚永僧都、

四ミ、松田方ヘ懇申承候、仍内々榮增之支証案文見之、

同ミ、金剛王院ヘ五色二籠進之數四五十五、中院ヘ二条殿

御成之間、進之也、明日五日、

七ミ、神供給之、節供料四百文、棚守不出之間、祝無之、

同、中院ヘ遣状、御門跡ヘの朶事尋也、二籠可進也、

(12)

廿ミ、若公御誕生、御誕生、

廿四ミ、石山寺ヘ參詣、自去月廿六日開張有之、三百余歲無開張之

廿五ミ、寺内ヨリ子サセアイノ就事、所用代方境内之

惣寺ノ使乘觀法師也、百姓四五人可出之、送申間、自寺内二人道善阿ミ出之、

廿六ミ、山吹三三郎次郎、兵衛三郎、都合七人、所用代被申

分ハ、子サセアイノ事不可然、三条殿ノ依御申間、堅

就申也、若子サセアイ大壳事アラハ、其町人マテ必

可有罪科トテ、皆請分二加判云々、両座定金、

与左右次郎返答申候、此時、寺内左衛門三郎之屋敷ノ

竹子、両度切之、注進候、仍觀智院留主之間、其竹

不可散之由、大納言阿与同付申候也、

廿八ミ、子サセアイノ事、所用代方申分ハ、已前ノ事は過了、

已後之事ハ、堅百姓ニ可有御下知候由、返答仕候、此分寺内

ノ百姓ニモ堅可有御下知之由、以乘延法師、衆儀諸如此也、

(13)

(12)

御前中綱四人定金、定忍、淨任、乘琳、

御前職掌三人右衛門次郎、孫太郎、鐘突一人福善、

寺中ノ作り路ノ^(拂)払除ハ、水田ノ役也、瓦屋ノ路ハ、供僧

方雖被申免角、以境内人夫作之、

咒願師宗杲法印別當、導師俊忠律師增長院、

唱礼中綱一膳之役、堂達食堂預役也、定金兩役懃之、

本供之役者、御前之一膳役、仍出雲懃之三綱也、

廿一ミ、敬觀法師捍促五百文、別當方へ渡之、請取ヲ敬觀方へ

遣之、

廿二日、門跡へ参候處ニ、御八講御闇之間、罷返、

廿三ミ、門跡へ参、当寺務慈尊院御拝堂、目出度候之由、

御札申入候處、彼間事、此間御取乱子細□無御尋候

云々、梅津申付也、

廿四ミ、夜叉神取納、明日廿五日、初日之由申候間、得分之内、留足

折紙遣之、

棚守任料一貫五百文、四百文 七月七日分、

二百文放生会之残分、三百分 九日分、

已上九百文

又目代得分之内にて、一貫三百卅二文分、為補任料留之由

可被仰候、都合三貫七百卅二文、堅御留候て、可被進之由被

仰候哉、恐々謹言、十月廿四日 定増判

沙汰人御中此分不渡之、後出之、

廿六日、梅津宰相法眼方へ樞一、力キ廿五、ノシ五十本遣、在返事、悦喜也、

廿七ミ、ア^(サリ)_{上綱}堯忠法印・聖ノ妙俊ニ授灌頂之、

卅ミ、以目代增祐寺主、觀智院被申候趣者、先度申候勾當補任

料事者、兩座申候分者、參堂之分□ト申也、然者、申

懸タル事ニテ候へ共、既聖清法印之時、補任候上者、為

我々之師匠候間、不及免角候間、領狀申候^{云々}、

当月ノ自初三三古松、東ノ枝カレタリ、

十一月

朔日、神供有之、神案如例、饗一前^{サイハ}、^(ママ)汀一、

又鉢飯一瓶子一、有之、

八ミ、參門跡へ、寺家へ一膳御尋之間、金勝院ト申之、

十ミ、土一條^(拂)入寺家内、十一日夜、罷出之、同十二日、山名入道殿子息^(是傳)

彈正殿^(京極持清)、土一揆ノ払衆也、依之、十一日夜寺中ヲ土

一揆罷出候由、自寺家、以雜掌、彼方へ被送申之、

同十二日、午尅計二、五六十人ニテ、山吹在家へ乱入テ、

十四五間打破、悉惣取之、一揆衆取所ノ馬一疋、其

朝、彈正殿御内ノ山本ノ次郎左衛門渡之

十九ミ、參門跡へ、其時、此十七日、年預土一揆ノ注進有之、

梅津法眼物語也、用水事、十七日二年預ニ堅被

仰云々、一すちめ存^(如意)、寺家不申候事、曲事仰也、

廿日、此時御影堂三古松カル、ヨシ、御門跡へ申入候、

廿二ミ、又土一揆寺中乱入、早朝百人計ト申也、

於年預、飯酒有之、至同廿四日マテ、

廿四日、夕方、御影堂へ乱入シテ、可被打破申間、宿老詫

事有之、仍若衆出合候而、封出之、其後、夜五時ノ

後、所用代寺中ニ入、早朝ニ鳥羽ニテ召人取之、ヒロセノ

者也、

廿九ミ、此坊ノ合力、氏部卿阿取之、廿一貫文、

行吉名、四日左近、八ミ小法師、十二日与五郎、

十二月

朔日、神供給之、

六日、參門跡へ、雖然、御指合之間、罷返、

八ミ、參御門跡へ、用水事申入處ニ、実ニ更無御等閑候、雖然□

衆申事候間、雖可開候、先無其儀候、猶此分候者、可有

(14)

(14)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

(15)

御了簡子細候、其間可致堪忍云々、迷惑之至(奏)者

相州法橋也、

九々、右衛門助町兩人分、少納之兵庫道祐

十二々、行幸有之、武家御奔走、承及、

十三日、料田年貢一貫五百文到來、

十四々、申剋計二、惣大工家ヲ、所用代方就土一揆事、檢符之、其實ナキ事也、

十五日、七条兵庫方へ一石八升十三合請取出之三貫文代米

十六々、遍照心院西八条之寺律院方丈悉炎上如法仏、阿弥陀仏

自火護摩堂出火也、

十七々、ス、ハキ、

十九日、米打、惣大工家檢符、所用代開之燒方開之

廿々、寺家ノ明年ノ奉行定之、但年預定寿法印後次厚永僧都又故障

廿五々、有評定、年預十八口之奉行豪覺法印治定

廿六々、參御門跡へ、以相模寺主、申入御歳末也、

廿七々、西院方分ノ油伐木一貫五百六十文取之八升五合定、合十三文宛

八反半分、毎年納所方ヨリ沙汰之、水田方名主

役也、

廿六日、官厅後土御門天皇行幸、御即位、其夜節會有之由承及、

廿七日、自官序出御、

卅日、御所前、先加地子分二貫百廿四文、又五反田地子

二百八十文、同又百五十文、

メ二貫五百五十六文之内 二百四十文八月廿一日

引之残、二貫三百十六文、自納所方虫掛

之内、毎年二貫文、阿弥陀三昧方布施出之、

又自当年、御所之前北寄三反半之

名主分之残八百八十余分、納所方ヨリ

可取之也、

(17
オ)

(17
オ)

(18
ウ)

『東寺執行日記』寛正七年

(表紙)

当年稻荷御出、可為三月廿三日卯日處二、
上之御旅所之御輿屋二間(音)去年之

八月十五日大風ニ破之間、為此訴訟
延引、仍五条以南棟別御寄進

治定候間、三月卅日御出也、同月

廿九日、東寺マテ御出、御供料ヲ社家

不出之間、不備御供間、次日五月一日二、
五百疋出之間、今日祭礼ヲ成申也

寛正七月丙

同七年 寺務慈尊院定昭僧正

閏二月廿日(南) 納所二人(官社田) 宮 善阿ミ 鳳町 彦三郎(分) 大宮方キ

同廿二(日) 人 祐覺二人 南カキ ハ 兵衛三郎 彦九郎 彦四郎(大) 大宮カキ

同廿七(日) 人 弥次郎 南庭 ハ 杉原 彦四郎 南カキ

三月六日 善阿ミ ハ 兵衛三郎 南カキ

同七日 又善阿ミ 分 人 門跡 七 人 松除方 ハ 三郎次郎 カラハシ 三社カキ

正月小 二月大 閏二月小 三 棚守中綱敬觀法師代官

四月小 五月大 六月小 七月大

八月大 九月小 十月大 十一月小 北面ノ預敬定法師

十二月大

二月廿八日 改文正元 寺務 慈尊院大僧正定昭(密) 四月九日、入滅、 六十六

正月小 別當 観智院法印宗果、目代 增祐(上)
(追筆) 自四月十一日 寺務 隨心院殿嚴宝大僧正 別當法印宗寿

朔日、 年預宝生院法印果覚 又目代淨聰法眼

早朝、參御影堂、十疋持參之、五明一本給之、

其後入堂、珍重、
神供ニ前給之、又備進御供一前給之代十五疋
御身供一前給之下行之宮仕方へ

同夜、惣礼、榮増出仕、付衣、鐘突一臘福善法印、
万石米一升墨出之、箱蓋入渡之、於金堂行之、
惣導師之役也、其後如例兩座於召具入堂、
如例於西院ノ影前ノ西間ニ、有饗膳等、三獻

之頭中綱中巡役也、

次兩座等悉來臨、定金不參、定任、淨忍、乘琳
○定仙、淨光、敬觀、敬真、定觀

残二人名可尋、

職掌三人 新宮主彦三郎子 与左右次郎 孫太郎 右衛門次郎

鐘突二人 福善 得万

二日、神供ニ前給之、鍛冶大工二人、三献・四膳給之、

修理大工一人伴三献・二前給之、宗理七条油小路、

脤差二人 衛門次郎 檜皮、壁 ハ 以下者、一献也、

修理大工宗理、任支証、嘉吉一年至請文安堵之、其後

南大門ノ乾ノ柱取替之時、此支証等ヲ、次郎四郎方へ渡之、聞及之、

三日、神供ニ前給之、御影堂修正、牛玉一紙、

壇供一枚同給之、毎年之儀也、

四日、惣大工國政唐橋參、三献・三前給之大工長、

惣大工者國次近年安堵、其後兄弟國吉、此子國政也、

五(日)、供僧評定始有之、

七(日)、神供ニ前給之、節供料、棚守三百文出之、

七条百姓、反別五把出之、

奉公之松田三郎左衛門尉殿來臨、祝着、

八(日)、法地院殿様御官位事、宗果法印へ尋之處、尋申候て

(一)

(2)

(1)

(2)

□可有返事云々、又石山ノ座主年鶴ヲ、仏乘院方へ尋之間、此十五日ニ真光院へ参、可尋申候云々、

同日、松田三郎左衛門内方來臨之、

同日、唐橋惣大工國政來、御大工職事、七条ノ四郎方へ

為公方被付仰之由、自惣寺、依乘延^承、來十四日ノ

御事始不可申出仕之由下知云々、

同日、後七日法無之、

十^(日)、夜叉神修正、早朝ニ有之、惣導師一獻、中綱中二

居之、兩座等東ノ夜叉ノ東南面ノ板敷ニテ

酒・ヤキ餅等、一献毎年有之、雖然、去年十一月ノ

得成^{徳政}之時、南面ノ板敷^{土掛}○取之間、北面ノ於板上二

両座行之、惣導師ハ、於鎮守在之、牛玉廿五枚

出之、可依人數也、白紙牛玉紙ハ棚守出之、悉皆

以修理大工支証、去嘉吉二年八月十七日ニ宗正ニ^{小路有之、}

請文ヲ、三宝院殿へ進^別上別有之、此支証ヲ次郎四郎

先年南大門乾角ノ柱取替之時、宗正ニ○所望シ

テ、其時モ及沙汰、雖然、三宝院殿ノ御扶持ト理運ト、

旁々国政惣大工、于今無其煩之、一度以支証兩人訴訟ヲ

申事、甚不可然事歟、仍十四日事始、國政^{惣大工}、宗理

修理大工、自御門跡御治定分ニ、此二人沙汰之、訴人次郎四郎不沙汰之、

十四^(日)、事始、惣大工國政、修理大工宗正出仕^{至也、}

同^(日)、三宝院殿へ○參賀申之、御對面有之、珍重^{マツル}、

備中法橋ノ奏者、同^(日)宿^{マツマツ}へ一古鏡一持參之、

十五^(日)、神供^{ミツコ}前給之、粥柱鏡十枚、小豆三升、
棚守出之、鐘突一人、粥柱等、下行之、

同夜、永尊上人、就用水之事、惣寺へ詫事候者、可然存候由、

去年十一月廿九日初、被申候て、当月五日・十日、今日まで四ヶ度

(欠落アリ)

(四月) 下行、近年隨心院殿奥坊ニ御座候也^{稲荷延引、}
同^ム、年預宝生院へ就和種事、先礼罷出也、

同、別當拝堂料五貫九百廿二文、被送之、使乘敬法師、
送文已上書ハ此使書之也、導師增長院、咒願師

中納言律師、官符印役之両役駿河、吉書出之^{同官符}
十五^(日)、供夏開白、布施卅六文取之、又棚守出分一貫五百

八十一文之由、四百文夏衆出之、五百八十一文木具分、二百文講堂
月宛^{足立用}之間、棚守ヨリ出之

四季支具分、百五十文執行、百文中綱中、百五十文職掌一膳、八幡宮御幣^{八幡宮御幣布}

取之、或八豊後寺主^{四ヶ年之間、依公事他國、}帰寺仕也^{其子細者、衆中可帰寺之由、依}
申之也云々、仍供僧中^{此十四日、彼豊後寺主、札ニ來也、}被免之由風聞也、^{是六別當役ヲ}

同日、開白之内百五十文、自職事方取次之先例也、

十七^(日)、職事ハ与左右次郎也、布施卅六人取之、同取之、
引物ニ杉原一束、蠟燭廿、被送之、

廿^(日)、年預へ可出之由尋處、御公事辺候者、寺家地口ノ事ニ

取乱候間、無等閑候、重而返事候間、不出也、
(欠落アリ)

(五月) 子ヲウムニ、男ハ卅疋、女八十疋可出之處ニ、依計会、彼人數共

不可出之事云々、兩座付申尋候由、別當方被申候間、返答云、

男女ノ多少、其分無子細候、

四日、野祭頭事申付處、返答云^{馬五郎、矢次郎、左衛門三郎、駿河門差、}
^{職事也、職付免之、下人}

計会仕候間、兩座之詫事申候、子細者、此頭者、自初公事ニテ
者候ハ才候、心^差ニテ候ヲ、當時公事ニ成テ候トテ致沙汰者、

又不沙汰人數書立申之、兩座へ此分申付ニ、兩座云、

色々惠通申、両方同^ハ篇申状也、然間、為此方両方ヲ中

分シテ不依男女、各向後者、十疋宛可沙汰之由申付間、地下ハ

(6
オ)

内々以目代申間、領状也、

五日、両座之彼相論同^篇也、仍為此方、以中分ノ儀、今ヨリ男女ノ

無差別、各十疋宛可出者、頭人モ無焉、彼御供モ可為無

為之由、堅両座ニ雖致口入候、両座更不致領状者也、同

日申刻未計ニ、馬五郎力家ヘ御興振之候由、注進之至、

言語道断曲事也、事未定處、如此子細、以外事也、其日ハ

御供不備之也、

同日、節供、三百文守出之、

六日、両座、別当方へ連參シテ云、先年モ此頭不致沙汰、隨心法師

次日六日、先別当之時モ、家ヲ被出候間、任例可有御成敗候、

堅訴訟申間、今日早朝ニ、別当ト榮増ト、年預方ヘ出、

此間子細悉申、供僧中^マ可有披露之由申候間、返答云、

任例、家ヲ可有追出^タ、使者、雜掌ノ上總寺主也、

馬五郎・弥次郎
左衛門三郎・三人追立

仍両座ヘモ地下人方ヘモ申付也、曲事^タ、

同六日、夕方、以定金法師、別当云、此三人分、皆地下人等可○寵家ヲ同心申候之

由、承及候間、両座ヘ有此儀者、可押^タ之由、堅申付テ候、其分

可有御心得^タ、心得□ト返答、

七日、天野方遣状遠江国人、

八日、以備後云、彼寺内三人之外、皆罷出之由聞候、重而可相触之

由被尋之間、返答云、先度両座ヘ堅御下知之上者、定而子細

悉^タ可致注進候哉、如何、夜入後也^{八日仁和寺殿夢、弁才天}此坊御入ト見也云々、

九日、早朝、同以使云、夜前之儀、尤ト存候間、無其儀候ト云、

十日、供僧方ヘ詫事、返答云、来月六月成候て、各評定可有之云々、

十一日、別當云、寺内在地者共、先度三人之外、皆罷出候由承及候

間、猿方ニ迷惑之由、度々雖致詫事候、無承引、既罷出候間、片

何ト可致沙汰候哉ト、被申候間、返答云、先度申候様ニ、今事者

(欠落アリ)

(五月)

十四日、各新地ニ小屋ヲ差、皆移徙^往聞及、

十五日、正覺院、越前之小者庸若、妙英上人ノ前ニテ、去四月廿一日料足七百文

盜取之、露見之間、此者立入不可叶之由、坊中寺内可触之由、仍

兩人乘觀心得申候ト返答之、此時乘延南田未進事、若衆

方御下知之由、委物語之、

十六日、南田未進事、若衆奉行正覺院・民部卿阿方ヘ延引、迷惑分

催促^{タマ}至、返答云、納所ニ堅申付候、近日ニ蘭ヲカリ可進候由

申付候、所在分之外ハ、重而可致催促^{タマ}云、

同日、右衛門助、夏地子内左衛門三郎分、北屏作^{タカ}云々、三百六十七文、

十九日、夜、以備後云、寺内木戸ノ前ニ、堀可堀^{タカ}之由聞及候、又同堂ノ松ヲ切、^(8才)

橋ニ渡ヘシト聞候、兩条地下ノ煩共候、如何ト被申候間、返答、尤ト存候、

□両座ヘ此段可有御尋歎、両座及返事、可被付仰候歎、答之、

廿日、夜、以備後云、両座ヘ相尋候ハ、堀事ハ地下ノ為用心候、松木ヲ切事ハ

御尋曲事候、地下ノ相計候様ニ申候^タ云々、此兩条、堅可申付候、但如何^タ云々、

返答云、堀事ハ今用心何事哉、地下迷惑時分、不便事候、松事ハ

更ニ両座カ相計事、不可然存候、寺務ノ御下知之下ニテ別執方ノ

下知候哉、但彼等ニ地下ノ迷惑ト被仰者、付他事、又免角可申候歎、

免モ角モ御了簡ト返事ヲ申遣、同廿一日、寺内木戸口堀之、

兩条ノ是非、被尋計ニテ、免角ノ無下知之、内々備後モ

不及承引者、返テ無用ノ様ニ物語也、

(欠落アリ)

(七月)

(8才)

卅日、寺内闕所事、去年ノ地子廿文未進ニテ候、此分少分ニ

候ヘ共、可有之由、定金申候、乘敬ニテ別當方被申候之間、

不可為例之由、申含可給之由返答、寺内ノ差図、片

時借給候者、^可○悦喜之由、別方被申候間、遣之、又

二百文分ノ定候ヘ共、三百文亮定候也、買主多候間□□

卅日分柴入候、

八月

朔日、神供給之、

モ角モ御意被申候也、仍旁々此方治定也、
(欠落アリ)

(八月)

(10)

二々、寺内ノ地子事ハ、□例事ハ、諸庄園ハ後園・家・
家具等、皆諸奉行知行之至、其内□テ地子分出之、
此寺辺ハ、其地ノ主方へ相当ノ地子ヲ渡之、其外ハ
悉惣物ニ成候也、返答、然者、今度寺内ノ屋ハ後園
已下八丈ニテ候ニ、作毛一モナク候間、半地子六月
可出之由、定金申云々、後園ニ無作毛上者、八□□出之
分定之、此外去年未進分廿文、定金渡之、次七月分

十三文ハ、買主ニ可出之由、可有下知候由、別方へ送申候、一両月ノ

事ハ、買方ニ地子可出事ハ、有其理歟、同下知之

可有之送申候、仍三百文之内、去年未進廿文、当年半季分

八十文ハ、已上百文、定金渡之、残二百文兩方へ取之、

逐電者ハ、山吹ノ彦九郎、後家○、買主ハ初御前、
同日、寺内北スシノ犬御前ニ、乘琳法師料足ヲ少□

無沙汰仕候トテ、私ニ封付候事、曲事候間、如何ト別當

方ヨリ談合之間、先犬御前ニ事子細御尋可有之

ト、返答了、

四日、彼乗琳申分、犬ニ尋候ヘハ、両方ムサヽト申候上、又

乗琳申ハ、檢符ノ訴訟ハ、先不可申入之由、重而

自別当方、以乗敬被送申間、返答云、其分

心得申候云々、

六々、宗明喝食仏事、行之、端坊衆四人、來臨、

同々、東坊庵正伝事、永尊上人ニ讚岐法師定増尋云、彼坊ヘ

可有御帰住歎之由尋處、不可有帰住之由返答、仍私ニ内々
尋申候、其分候者、執行方へ申入候て、借住可仕之由物語之
處、可然之由云々、其夜、永尊上人、此坊へ來臨云々、東
坊事、讚州被尋候間、不可罷返之分申候也、然者免

十一日、讚岐定増、東坊へ住給、永尊上人方へ一貫文、讚方
ヨリ礼分渡之、此坊へ同一貫文礼分出之、
廿五日分柴入候、廿六廿七廿八、八廿九、四日分未進、
十二日、シワノ兵衛助殿御兄弟竹ノ殿ヲ、御内ノ二宮ノ信州
取申、山従ノ、預之、仍奉返之、其夜、父子三人御礼、
公方へ被參之由人申之、
十五日、放生會有之、五百文守出之同、八百文、祥藏主方へ
十八々、山名之伊与殿、自播州上洛、其勢八十計、
廿一々、シワノ兵衛助殿、本ノ御屋形ヘ□中テ、京中
物走也、無其儀之、

廿七々、彦次郎ニ屋敷相尋處、人數方へ可尋之、返答之、

九月

(11)

朔日、神供給之、

三々、詫事分致催促也、三日比、御室様ヲ御内者追出申

五々、夜、兵衛助殿義俊・勢州・隨西堂・民部卿法眼、
四人逐電ノ間、翌日六日、此奉公方闕所成之、

同日ヨリ質物共、自土藏取之、聞及之、治定、

八々、御所前四反田ノ西堀之、聞及之、

九々、神供給之、三百文守出之、反別廿五文取之、

同夜、水田方神供餅三前五十、又瓶子一伊勢、

又折敷一枚廿五、十日、彦四郎、彼御所前事、返無之也、

十一々、小袖二、質物取之三分、同日、御所前北八条堀之、

十三々、アヲ布子五百文、質五分之一ニテ取之、

十四々、シヤク後、諸大名出仕、同渋川治部大輔出仕、○具足之衆一

(義カト)

(12)

千人計有之、

十八日、夜又神方取納之間、棚守方未進之状、沙汰人中方へ

五百〇文去年ヨリ三月三日
まで未進五百文當補任料此方分、

二百文五月五日残、

下二貫一百十文之内、八十八文引之、

残一貫百九文

二百五十文七月七日残未進、四百文八月十五日残未進、

三百文九月九日皆未進、

都合二貫五十八文、此分棚守方下行物、

(欠落アリ)

不可有仰候、其故ハ、未進両方分、可成損候間、御心得候て、

可有仰申送之、心得ト返事、

十月

朔日、神供給之、

六々、善阿ミ云物、寺中住人也、仍依曲事有、別執ヨリ、昨日

五日中、定金法師・職与左右次郎・目代淨照・勾当□

讚岐被申付、家檢封ス、然善阿ミハ、公文所下部也、

石見寺主公々孫也、則石見以テ、度々別當・執行ヘ

詫事申間、両方之儀、可開之由被申付處、定金法師・

与左右次郎、兎角難済申候間、別執ヨリ、以両吏

度々申、兎角於申者、可有覺語イハ之由候間、別當・

執行ヘ此兩人驚ア来、何と成共、兎モ角モト申間、

別執定使二人遣テ開也、向後若加様ノ事申

出者、可有御罪科定也、

十二々、三所参仕、同稻常在所ヘ行、修理亮対面シテ、

細川殿様御イハ陰居事尋處、只今モ其事候、御暇ハ

于今不出之、旁々迷惑云々、

十四々、篠村衆上洛、

十五々、惣寺へ為詫事、奉行へ罷出也、無等閑候、可致披露云々、

(欠落アリ)

申候ヘ共、更々不承引候也ト被申候間、又別當ト

同道モテ、重而饗前無為候様ニ御披露候ヘト

申處ニ、時剋モ無候上、兎角候儀候トモ、不可有

披露之由、衆儀候、又ハ今ノ時分、御出方モ更々

不定ニ候、年預返事也、無力子細候、此分候者、我々

坊ニ候、祝着ハ是ニツル之事候、其子細者、中綱

執行ヲ祝候ヘハ、又此方モ公人ヲ祝候也、然者、

公人不致沙汰上者、此方分延引可仕之由、

為別當、公人方へ可有御下知之由申候、年預ヘモ

御心得アルヘシト申也、

御所前年貢四石七斗七合、寄進方へ立用、残三斗九升取之、

同加地子二貫百廿四文、一錢も不出之間、阿弥陀三昧方分二貫文、自此方不出也、同北ノ名主モ八百八十八文分

同不出之、早兩年不出之也、

(翻刻者 下坂守・河内将芳・林屋祐子・藤井弘章)

(13オ)

(14オ)

(13ウ)